

福祉国家とジェンダー摩擦

久場 嬉子

I はじめに

戦後の代表的な政治、経済体制としての福祉国家やここ 20 年あまりの福祉国家の「危機」をめぐって、これまでまことに多くの福祉国家論、あるいは福祉国家批判論が形成されてきた。しかし、フェミニズムの側からの論議はまだまことに少なく、80 年代に入ってようやく始まったばかりである¹⁾。

さて、周知のように、70 年代の石油危機を契機に深刻化する高度工業国の経済停滞と、60 年代以降急速にすすむ経済のグローバリゼーションによって、それまでの福祉国家の歩みに大きなストップがかけられた。ヨーロッパやアメリカにみる失業率の急増や、福祉支出の削減、またスタグフレーションや経済の停滞など、戦後の福祉国家は大きな転機に見舞われたのである。そのようななかで、理論の上でもまた現実の政治や政策をめぐっても、さまざまな福祉国家批判が輩出するようになった。とくに新自由主義や新保守主義によれば、福祉国家は、市場の競争や経済効率を殺ぎ、かつ経済成長や社会の活力を失わしめるものであった。

一方、福祉国家に対するこのような議論や批判とは異なり、もう一つ、別の地平からの福祉国家論やその批判がうまれている。80 年代になって新しくあらわれた、フェミニズムやエコロジーなどによるそれである。そしてそれらの出現の背景には、福祉国家の「危機」そのものと、60 年代以降の次のような変化があった。

一つは、経済のリストラクチャリング(再構築)

と「労働のフレキシビリゼーション」、あるいは「労働力の女性化」の進展である。すなわちこの 2, 30 年の間に高度工業国では、女性の労働力率あるいは女性雇用率は大きく増加し、その過程で、大量の、かつその多くがフロー(非正規)の女性労働者がうみだされたことである。

二つに、経済のリストラクチャリングや「労働力の女性化」がもたらした大きな社会的変化である。わけても注目されるのは性別役割分業の、伝統的な家族モデルの解体であり家族形態や構造の変化であった。もっぱら男性の家計支持者が被扶養者としての妻と子どもを養う賃金を得、妻は家事に専業するという家族モデルは、ここ 20 年あまりの間に大きく減少している。

このように、生産や労働のみでなく再生産をめぐっても、女性の生活は目覚ましく変化し、女性はそのなかで新たに労働者として、あるいは生活者や市民として福祉国家の政策やその危機と深く切り結ぶようになった。このような女性の位置は、C. オッフエのいうように、「社会構造内部において決して周辺的ではない」²⁾のであり、むしろ今日の社会的経済的構造変動の不可欠の要素となっているというべきであろう。いずれにしてもフェミニズムの福祉国家論やその批判は、新自由主義や新保守主義のそれとは異なり二面的である。まず伝統的、あるいは戦後の制度化された福祉国家がその基礎としている女性差別的な構造とその政策にみられるジェンダーバイアスを批判しつつ、同時にそれを克服した新しい福祉国家の展望や再編を問うものとなっている。つまり福祉国家とは、すでに完成した一つのモデルとしてあるのではな

く、経済構造や政治制度、あるいは社会的アクターのあり方によって、変容可能な制度なのである。

本稿は、最近のスウェーデン、イギリス、ドイツ、そしてアメリカのフェミニズムによる福祉国家に関する所論のいくつかを検討しようというものである。もちろん福祉国家を、「社会保障制度を不可欠の一環として定着させた現代国家」³⁾と規定したとしても、各国におけるそのあり方は一様でなく、その「危機」への対応も異なっている。当然それへの批判も大きく異なってくる。例えば N. ギンズバリによれば、スウェーデンの福祉国家は社会民主主義、イギリスはリベラル・コレクティヴィズム、そしてドイツは社会市場経済であり、さらにアメリカはヴォランティアズムとリベラリズムを特徴としている⁴⁾。ここでは、このような違いに留意しつつも、第一にスウェーデンのそれを中心にして、現代フェミニズムによる福祉国家論とその批判の「枠組み」(パラダイム)を、検証し、第二に、福祉国家の今後の展望に関して、現在、広くフェミニズムが直面している課題について検討したい。L. ゴードンは、アメリカのフェミニズムは、ようやく福祉国家の課題を問い始めたばかりだという⁵⁾。いずれにしても現代のフェミニズムにとって男女平等の社会の形成は、福祉国家と密接に関連している。したがって福祉国家の「危機」は、現代のフェミニズムに大きなインパクトと新しい課題を与え始めている。

II 福祉国家とジェンダー摩擦

——スウェーデンの経験——

イギリス、ドイツ、そしてアメリカが、70年代から80年代にかけて相次いで新保守主義政権へ代わり、福祉国家政策を転換せしめていったにもかかわらず、スウェーデンは、80年代に入っても良好な経済パフォーマンスを維持し、91年まで社民党政権が続いた。もっとも、80年代には産業のリストラクチャリングがすすみ、公的支出が抑制されるようになっていく。そして90年代に入ると経済的停滞が深刻化し、目立って失業が増えている。91年に政権を奪取した保守政権のもとで、

福祉政策の抑制と縮小がはかられ、福祉国家の基本的な枠組みには変更はないものの、公共サービスにおけるプライヴァタイゼーションの導入など新しい「システム・シフト」が試みられている。

さて、周知のように、戦後積み重ねられてきたスウェーデンの福祉国家プログラムは、他の国にみられないすすんだ男女平等政策を取り入れてきた。それは、政治、労働、福祉、家族、教育の領域など広範囲にわたるものであった。その結果、一つ男女間の賃金格差の少なさをみても、高福祉国家であるとともに世界でもっとも先進的な男女平等社会であることを示している。それだけに、福祉国家の変容、あるいはその「危機」は、女性に大きな影響を与えざるをえない。そのようななかで現在、ジェンダーの視点にたって、改めていままでのスウェーデン福祉国家の歴史を問い直し、現政権の政策の検討や女性の労働、福祉、生活をめぐる現状分析の作業、さらに、女性解放やジェンダー構造の変革と福祉国家との関係を理論的に考察しようという試みがうまれている⁶⁾。Y. ヒルドマンの最近の論文、「女性——可能性から問題へ? 福祉国家におけるジェンダー摩擦——スウェーデンモデル」⁷⁾は、まさにそのようなものの一つである。なによりそれは、スウェーデン福祉国家を、いまだ女性差別的な構造を克服しえていない、しかし常にジェンダー摩擦への政治的対応をその発展の駆動力としてきた形成途上の制度ととらえており、フェミニズムよりする本格的な福祉国家論となっていて興味深い。

ヒルドマンによれば、現在の社会は、性(歴史的、社会的に形成された性差、ジェンダー)による分離、またそれ自体ジェンダー化されている男性を基準(ノーム)とするいわゆるジェンダー制度、ないしジェンダー構造を基盤としている。一方、現代の「制度」として最大のものである民主主義と資本主義は、かたや民主主義が宗教、人種、性にかかわらずすべての人間の権利を認める思考をもち、かたや資本主義が産業化と経済拡張の過程に安価な労働力として女性をリンクさせていくというように、統合のインパクトをふくみもっている。この統合の可能性により統合/分離間の緊張、

すなわちジェンダー摩擦がつくりだされていく。

このようにヒルドマンは、民主主義と資本主義の発展過程が、他ならぬジェンダーの統合/分離の過程でもあることに注目しながら、さらにこの統合/分離の過程たるジェンダー摩擦を、二つの面、「類似性の摩擦」と「差異性の摩擦」をもつものにとらえている。ここでいう「類似性の摩擦」は、「女性とは男性と同様な能力をもつという同一性の哲学」に基づいており、平等と解放の思想であるフェミニズムを発展させてきた。他方、「差異性の摩擦」は、母性、より広義にはセクシュアリティ、そして「科学の産物であった新たなジェンダー相違」⁸⁾を明示的にその基礎としているものである。

ところで、ヒルドマンはこのように整理したあと、次のような重要な問題を指摘している。まず、ジェンダーの統合/分離間の緊張やジェンダー摩擦とは、「女性についての、女性のための問題」、いわゆる「女性問題」でもなく、他方また自明の男性ノームを反映するものでもない。現代の民主主義社会においては、ジェンダー摩擦は新しい女性と男性とのジェンダー契約の形成を必要としているのである。そしてこのジェンダー契約の形成には、一つに女性と男性がペアとしての関係性において個人的レベルで関わっているだけでなく、もう一つ社会と国家が不可欠に関与している。ほかならぬ福祉国家とは、新しいジェンダー契約形成への有効な対応手段であり、そこではジェンダー摩擦への政治的対応が、福祉国家形成への基本的な駆動力として、統合への力に変貌しているのである。

さて、それではジェンダーの統合/分離やジェンダー摩擦は、具体的にスウェーデンの福祉国家の歩みのなかでどのようなかたちであらわれ、また福祉国家の形成そのものとどのように関わりあっているのだろうか。ヒルドマンは福祉国家の始まりから今日までを、大きく三つの劃期（詳細には五つ）に分けて考察している。1920年あたりから50年代までと、60年から70年代の半ばまで、そしてそれ以後90年までである。

まず第一の時期は、おおむね「主婦契約」の時期として特徴づけられる。1932年に初めて政権

に就き福祉国家の幕を開ける社民党において、女性や子どもの問題は社会政策の大きな目的になるが、しかしジェンダー契約についての考え方は、伝統的な家族モデルにもとづくものであった。すなわち男性と女性が家庭という「一つの単位」をつくるために国家がサポートするという、a family unit と国家との契約である。そこには家庭には主婦がいるという、明確な性による役割分担をもった伝統的なジェンダー秩序が適用されていた。

一方、50年代から60年代にかけて女性の労働市場への進出はすすむが、しかし60年代半ばまで一番多い家族パターンは、圧倒的に一人稼ぎの家族、つまり男性が妻と子どもの分の経済的責任を負うというものであった⁹⁾。50年代には、女性は「主婦」の義務の後で「大きな世界」（労働や社会）に入っていくという「二重役割」という考えが明白であり、この「半分“人間”/半分“女性”」の地位（これによって主婦と“働いている主婦”の間のギャップを広げた）は、ジェンダー摩擦に関する統合と分離の間の厳しい緊張をよく示している¹⁰⁾。このように、この段階はジェンダー「分離」のディスコース（文脈化）が基調となっている。ともあれスウェーデンでは早く20年代から、政治や教育、また婚姻の分野での女性の法的権利が強化され、戦後の社民党による社会福祉改革では、最初から個人を対象とする諸政策が取り上げられ始めた。これらによって、「類似性」に対する新しいジェンダー制度や女性の権利の増加の試みがあったことも、見落としてはならないのである。

続く第二の時期、60年代から70年代の半ばには、ジェンダー「統合」と「類似性」（ないし同一性）摩擦がもっとも明確にあらわれた。ヒルドマンはこの時期のジェンダー契約を、主婦としてではなく、家庭を外にして働く個人としての女性と福祉国家との間の「平等契約」と特徴づけ、性の平等が社民党政権の大きな政治課題となったことに注目をしている。

まず、階級なき平等社会および福祉国家の建設という社民党の基本政策のなかで、女性は重要な一員として位置づけられるようになった。そして平等の基礎として女性の雇用の権利がなにより重

視されるようになった。60年代には、積極的な労働市場政策や完全雇用政策、あるいは同一労働同一賃金制度も、性別にかかわらず適用されるよう整備されている。一方家族政策も、伝統的な性別分業の家族ではなく、ツーインカムの家庭を標準とするように変わっていった。注目されるのは、より整備された社会保険制度であれ、また保育・高齢者・障害者のケアなど、必要なときサービスを受ける権利を平等に市民に保障するというスウェーデンの包括的な福祉システムの構築であれ、それらの財源は、男性とともに多くの経済的に自立した女性の支えを必要としたということである。この時期のもっとも重要な改革は、保育所の急速な整備や新しい税制度（夫婦個別所得申告課税方式）の採用（1971年）、また親休暇保険の設置（1974年）であり、いずれも従来のジェンダー秩序の変革にもっとも大きな影響を及ぼすものであった¹⁰⁾。

このように、60年代から70年代の半ばにかけて、民主主義的思考はますます重要性をもち、女性の経済的自立がスウェーデン福祉国家の統合的部分になるなど、ジェンダー「統合」と平等ディスコース、ジェンダー摩擦の政治化は著しく進展した。しかしヒルドマンは、この平等ディスコースにおいて、問題とされたのは労使関係や階級平等であり、ジェンダー関係や「分離」・「差異」の構造は従属的なものとして扱われたという。例えばこの時期、家族政策の転換に関連して、政党レベルでも労働組合レベルでも「性役割」問題が新しく取り上げられ、男性役割の見直しや男性もまたジェンダー秩序の革命的再編成に参加することが議論された。しかし、「性別間の権力問題は… “社会”問題にうまく変化」¹¹⁾し、男性ではなく、「“差異性”の問題を解決したのは主に女性」¹²⁾であった。

ところで、70年代の半ばから90年にかけての第三の時期には、「統合」過程における女性の参加が進展する反面、その過程において新しいかたちの「分離」が形成されていることが明らかになっていく。ヒルドマンはこの時期を、「平等契約」が国家や社会の次元においてでだけでなく、ジェン

ダー間での問題として「平等地位契約の時代」と呼び、新しい段階と位置づけている。

すなわち政治過程であれ労働市場であれ女性の参加が如実にすすむ一方で、その過程が他ならぬ女性のために「特別の場所」をつくっていること、また新しいかたちの女性の従属が形成されていることが明らかになってきた。まず多くの女性にとって雇用労働とは、公共セクターにおいて低賃金で、パート労働につくことであり、また政治においても女性は、ソフトな「修復」分野を担当している。さらに、「深く統合された女性」と「新しく分離された女性」という女性の間における「分離」がすすんでいった。このように女性の従属は、国家への従属と男性への従属¹³⁾という二つで維持されているのである。

ともあれ、ヒルドマンによれば、70年代から80年代は、ジェンダー間の「平等地位」を目指す劃期である。第一に、新しい政治的改革がすすんでいる。80年の男女雇用機会均等法の施行と男女機会均等オンブズマンの設置、また83年の労働組合（LO）における家族政策委員会の設置などである。ジェンダー摩擦は、改めてまた、「差異性による摩擦」として理解されるようになったのである。

第二に、この段階の新しい「分離」は、すすんだ「統合」ディスコースのもとでの「分離」であり、かつての第一時期にみられる「深い分離」とは基本的に異なっている。すなわち新しい「分離」は、パブリックの領域内での、職業や労働・政治の場面での分離であり、かつてのようなプライベートとパブリックに女性と男性がわりふられるという「分野」の違いではない。すでに親休暇保険など社会保険によって私的な家事労働は労働市場での価値をもち、かつ所得とリンクする親保険のみでなくより平等なアクセスとしての公的保育サービスの拡充によって、家庭はパブリックの分野に統合されている。ヒルドマンは、「初期のジェンダー秩序の分離の背景に照らしあわせると、現代の“差異”は、全体的に全く別の質をもっている」¹⁴⁾という。このようにジェンダー摩擦は、深く福祉国家の平等政策と関連しつつ動的に変容していくのであり、現在もまたその過程

にあるのである。

Ⅲ 「スウェーデン・モデル」における 二つのディスコース

前節においては、20 年以來のスウェーデン福祉国家の歩みをジェンダー視点から概観するヒルドマンの所説をみてきた。すでに明らかなようにスウェーデンでは、性の平等は、とくに 60 年代以降、労働運動の主導のもとでの階級的平等政策のなかで取り上げられ、さらに包括的な社会福祉政策によって、家族生活をふくむ社会全体の改革のなかに位置づけられた。ヒルドマンは、スウェーデンのこのような歩みを積極的に評価しつつ、同時にそこに新しいジェンダー「分離」がうまれていることを指摘した。もっともスウェーデン福祉国家は、「“深い” 統合、つまり、命令的男性ノームのない社会」¹⁵⁾ へ向けて、それを止揚しうる可能性をもっているものであり、むしろ現政権が掲げる新自由主義政治は、古いジェンダー「分離」を呼び戻しかねないのである。

さて、周知のように、労働運動主導の階級的平等政策や包括的な社会福祉政策は、スウェーデン型福祉国家の体制、すなわち「スウェーデン・モデル」とよばれている。そしてヒルドマンの分析は、ジェンダー視点からみると、この「スウェーデン・モデル」には“光”と“影”が存在することを指摘するものといえる。ここではヒルドマンと同様に、ジェンダー視点にたつて、「スウェーデン・モデル」の“光”と“影”を注目している三つの所論を検討しよう。

すでにふれたように、高度工業国のなかでもスウェーデンの女性労働力率はもっとも高く、とりわけ 60 年代から 80 年代にかけ倍以上の変化をみせている¹⁶⁾。しかも増加率の高いのは、小さい子どものいる女性であった¹⁷⁾。すなわちこの間の分離所得申告・個別課税制度の採用は女性が働くことに経済的インセンティブを与え、公的な保育サービスの拡充は、女性に労働の場を与えるとともに、子どものいる女性にそのサービスを利用して仕事することを可能にした。さらに親休暇制度の導入

や、パートタイム労働が、フルタイムと同じ権利をもち、かつ小さい子どもをもつ人にはだれでも短時間で働く権利を与えられていることは、子育てと仕事の両立を容易にするものであった。

このように、スウェーデンでは、労働市場政策や社会政策を意図的に利用することによって性役割パターンを変え、伝統的な性別分業を解体する点では見事に成功した。しかし同時にまた、労働市場には、高度な性別分離（ジェンダー・セグレーション）が形成された¹⁸⁾。なによりもパブリック・セクターと民間セクターの間にみられる、そしてパートタイマーにおけるジェンダーの偏りは著しい。女性は雇用者総数の 46% がパブリック・セクターで働いているのに対して男性では 9%（90 年）でしかなく、またパートタイム労働者の女性比率は 84.5%（81 年）となっている¹⁹⁾。ケア・サービスを中心にパブリック・セクターで、多くのパートタイム労働がつくり出された。もとより人件費が低く抑えられることが一つのメリットとなっている。

さて、スウェーデン福祉国家にみられるこのような特徴に関連して、スウェーデン、ドイツ、アメリカそしてイギリスの福祉国家の政策を比較研究している N. ギンズバリは、スウェーデン（あるいは北欧）の福祉国家が、つまるところ女性に相矛盾するインパクトを与えているという。すなわち、福祉国家は、女性の家事労働やケア労働の社会化をすすめることにより、伝統的な家父長制の諸前提は払拭した。とはいえ家庭内の家事も、労働市場におけるケア労働の多くもなお女性が担っている。女性は雇用において男性よりも大きく福祉国家に依拠し、また日常生活においても男性より多く福祉国家のサービスや手当に依存しているのである。しかも福祉資源の再分配の決定は、政治や労働運動において重要な場をしめる男性の手にゆだねられている。したがってギンズバリは、雇用者かつ福祉資源の供給者としての福祉国家と女性とのあいだに、「新しい家父長制」がうまれているのであろうかと問うている²⁰⁾。

ところで、80 年代には、スウェーデンにあっても、パブリック部門においても民間部門において

も産業のリストラクチャリングが著しくすすんだ。L. ゴーネスによれば、この10年間にテンポラリーワーカーは目立って増加し、しかもそれは女性に目立って多い。例えば87年のテンポラリーワーカーのうち75%は女性であった²¹⁾。言い換えればリストラの過程は、女性と男性に異なった影響を与えているのである。

第一に、労働市場では、ジェンダー化された職業構造が形成されている。そこでは男性が圧倒的に多い職業グループが核として形成され、さらにそれがノームを規定している。ゴーネスによれば、男性で、フルタイム、かつ安定的な職業というノームは、特定のフォーマル基準、すなわち、雇用契約タイプ、総就労時間、就業時間スケジュール、要求される技術によって決められている。一方周辺グループは、パートタイム、低熟練職、テンポラリーな労働契約を特徴としている。そして、なぜこのようなジェンダー化された構造が形成されるかについては、たんに階級的次元や、ほとんどの女性がなお担っている再生産労働（家事・ケア労働）への責任だけでは説明しきれないのである。ゴーネスは、「職場における家父長制的権力が、ジェンダー化された労働組織を強化する作用を果たしている」²²⁾というもう一つの新しい要素を指摘している。そして、「この権力は、雇用者（企業や国家——引用者）の価値観や行動、また男性労働者が職場で主要な地位をもつことの利益」²³⁾が与っている。つまり男性労働者の利益が、大きく国家や労働組合の行動を規定しているのである。

第二に、それでは、ノームから外れ、かつ女性に偏った多くのテンポラリーワークの形成について、スウェーデンにおいても、いまや女性は再び新型の産業予備軍にかわってしまったのであろうかという重要な問いが生じてくる。ゴーネスは、ほかならぬ「スウェーデン・モデル」が、いわゆる女性の産業予備軍化を回避するために、まことに重要な役割を果たしているとみる。周知のように「スウェーデン・モデル」は、一つに、失業調整や職業訓練を柱とする積極的な労働市場政策によって、産業の構造転換に対応しようというものであった。さらに二つに、両親休暇や医療休暇、保育

や介護施設の整備など包括的な福祉システムと、雇用安定法などをもって、「社会的な雇用安定制度」²⁴⁾をつくりあげている。このような「スウェーデン・モデル」にあつては、賃金、雇用、また社会保障などにおいて個人の経済的基盤が保障されているのであり、いわゆる産業予備軍という概念は成り立ちにくい。そのかわりに、個人の基本的な経済的安定のうえでの、職業と地域との間を移動できるようなよりフレキシブルな労働がうまれている。もっとも、テンポラリーワークについて、パートで働くのがほとんど女性であることからわかるように、「労働市場においてもっとも弱い立場にある人間が、雇用者の要求するフレキシビリティに合わせ」²⁵⁾るよう利用されることもある。そしてそれが子育て中の女性であることはスウェーデンでも変わらない。ゴーネスによれば、つまるところ、「スウェーデンの制度的枠組みは、職場における家父長制的権力に対処してきていないし、また対処することを目的としていない」²⁶⁾、言い換えればジェンダー摩擦を解決していないのである。

確かに労働市場政策も、両親休暇、保育・介護サービス、あるいは短時間労働制度も、いずれもジェンダー中立的なもの、普遍的な平等政策として形成されている。しかしこのようなスウェーデンで、両親休暇というオプションを利用し、子どもが小さいときは一日の労働時間を減らし、子どもが大きくなってからはパートタイムで働くというのはなぜそのほとんどが女性なのか、またその結果、性によって異なるキャリア・パターンが形成されているのはなぜなのかという問いがうまれよう。J. アッカーの最近の研究²⁷⁾は、とくに60年代以降のスウェーデン福祉国家の改革過程をジェンダー視点からトータルに問い返すことによって、この問いに答えようとしている。

さて、アッカーによれば、スウェーデン福祉国家の改革過程には大きくみて、二つのディスコースが存在した。一つは階級ディスコースであり、もう一つはジェンダー・ディスコースである。前者は、経済、成長、生産性、雇用労働、階級を扱うもので、男性、労働市場パーティ、労働組合、ビジネス、政党（とくに社民党）、その他の国家セ

クターによって推進されてきた。後者は、女性、子ども、家族、福祉国家におけるケア・サービスをテーマとし、多くの女性、いくらかの男性、女性関連組織、労働組合のなかの特定の機関、国家や議会、さらにインフォーマルな女性グループのものとなっている。そして前者の経済と階級重視のディスコースが、50年来のスウェーデンの発展の舵取りをしてきたのである。

もちろんアッカーも、ヒルドマンやゴーネスが指摘したように、この改革路線が階級平等とともにジェンダー平等を目指しており、再分配政策や家族政策などによって女性が多く利益を得ることができたとみている。とくに60年代以降には女性の問題は、国家の平等イデオロギーの推進によって急速に公的課題となった。すなわち多くの女性が労働市場に入るにつれ、女性は労働者として、税の支払者として、有権者・被有権者として、そして福祉サービスの使い手としての重要性を増加させ、そのニーズは政治的に注目されざるをえなくなった。女性は、まさに福祉国家の支え手、つまり「スウェーデン・モデルの統合部分」になったのである²⁸⁾。

ともあれ、アッカーもまた、階級ディスコースと「スウェーデン・モデル」の成功は、反面“影”の部分をともなっていたとみる。ジェンダー・ディスコースの弱体化である。わけでも、「スウェーデンにおける労働運動の強大な力は、男性の階級ディスコースによって組織されたものであり、結果的にジェンダー構造と男性権力に対する真の挑戦を避けるように作用した」²⁹⁾。例えば福祉国家の急速な発展は、ケア・サービスの領域を、家庭から比較的低賃金でリクルートされた女性労働力にゆだねることになり、これは労働市場のジェンダー分割を結果することになった。また労働組織や労働組合における男性支配、家庭への責任をあまりもたない男性労働への批判など、総じて社会の中心的地位にいる男性の権力に対する批判は、階級ディスコースのなかでは除外されがちであった。なによりもジェンダー関係やジェンダー間の「分割」、ジェンダーの利害衝突へ注目することは、労働者階級の男性と女性の連帯を壊すもの

ととらえられたからである。

もちろん、男女の「均等」(Jämställdhet)の追求、つまり社会のあらゆる領域での男性と女性の平等な地位を求める動きがなかったわけでは全くない³⁰⁾。アッカーも、60年代、70年代にフェミニズムの運動や女性の自律的な運動が存在したこと、とりわけ80年代以降、労働組合のなかでも地域でも政治の場においても、新しい女性の運動が出始めていることに注目をしている³¹⁾。すなわち産業のリストラがすすむ80年代の半ばには男女の賃金ギャップが増加し、このようななかで女性の間には、コンパラブルワースや男女間の職業評価のあり方、またパブリック・セクターの縮小や失業問題に対する関心が高まってきた。そしてこのような新しい女性の動きは、60年代、70年代の性別役割論議や女性解放運動の課題を、政党・労働組合における平等のためのプロジェクトに連携しようとするものとみることができる。そしてこれらの新しい運動は第一に政治的であり、かつ男女の権力関係の変革を目指すものとなっている。そしてアッカーはこの動きを、新しいジェンダー・ディスコースの形成、あるいは「新しいスウェーデン・モデル」³²⁾の模索とみている。

さて、ヒルドマンのいうジェンダー関係の「より深い統合」モデルの形成であれ、あるいはアッカーの「新しいスウェーデン・モデル」の形成であれ、それらが従来と異なるいかなる社会経済システムを要請していくかの考察は今後の課題として残されている。そして又、「スウェーデン・モデル」という、社会民主主義による代表的な福祉国家モデルを素材とする分析が、スウェーデン以外の他の福祉国家に関する研究の「枠組み」としてどの程度に有効であるかは、国家、企業、労働組合、そして家族など社会的アクターの違いと関わっており今後の比較研究の課題であろう。しかし、いずれにしても、ヒルドマンが提起した、資本主義と民主主義という現代社会における二つの基本的な制度における、ジェンダー「統合」と「分離」、そして「ジェンダー摩擦」とその政治的対応という分析視点、またアッカーの指摘している階級とジェンダーという二つのディスコースとその

関連という視点は、現代のフェミニズムによる福祉国家論およびその批判的検討における分析「枠組み」としてまずは基本的なものとしてとらえることができるだろう。このことは同時に、理論や歴史研究であれ、政策研究であれ、これからの福祉国家研究において、もはやジェンダーの問題を欠落させることができないということを示しているといえよう。

IV 新しい福祉国家の再編をめぐって

——フェミニズムの視点から——

初めにふれたように、70年代以降の福祉国家の「危機」の時代は、ほかならぬ「労働力の女性化」の時代であった。そして「労働力の女性化」とは、「ただたんに女性労働が増大しているだけでなく、女性労働がさまざまな方法で、しかも経済的なリストラクチャリングがもっとも激しく進行している分野に移行していること」³³⁾、いわゆる「労働のフレキシビリゼーション」の進展にあった。例えば70年の初めから、スウェーデン、イギリス、ドイツそしてアメリカなどいずれにおいても、女性、とくに既婚女性のパートタイマーが激増し、スウェーデンを除けばおおむねいずれの国においても、低賃金で、身分の不安定なインフォーマル、あるいは「非正規」な女性労働者が増大している³⁴⁾。

ところでこのような変化は、これら高度工業国における資本の蓄積体制の転換と深く関わりあっている。一つには経済のグローバル化の進展、今一つは男性の基幹労働力を主力とする「大量生産と大量消費」の体制、いわゆる「フォード主義的蓄積様式」³⁵⁾の転換である。福祉国家の「危機」とは、戦後のケインズーベヴァリッジ的福祉国家の「危機」であり、ジェンダー視点からみれば、この体制の特徴をなしている、性別分業の伝統的家族を基礎にした、世帯主たる男性稼ぎ手の賃金モデルを基礎とする社会保障制度が、いまや大きな矛盾を露呈するようになったことを示すものであった。

さて、70年代以降のヨーロッパやアメリカにおける新しいフェミニズムによる福祉国家論や批判

の登場は、大きくはこのような時代的背景のなかに位置づけることができる。最後に、スウェーデンのみでなく、アメリカ、イギリス、そしてドイツを対象とする所論をとりあげて、福祉国家をめぐり、現代のフェミニズムがいかなる課題を共有しているかをみておこう。あるいは前節でみたフェミニズムによる基本的な分析「枠組み」をふまえて、フェミニズムは、具体的に、どのような問題を課題化しているかを検討しよう。ここでは次の四点にしぼって整理しておこう。

第一に、現代のフェミニズムの大きな課題は、広く戦後各国の社会保障制度の礎となったベヴァリッジ改革、とりわけそこにふくまれている伝統的な性別家族ノームへの批判と克服におかれている³⁶⁾。すでに度々ふれたように、70年代以来のリセッションの進展や「労働のフレックス」化は、男性の失業率を高め、一人で家族全体を扶養するだけの十分な賃金を稼ぐ男性をいよいよ減少せしめてきた。にもかかわらず多くの福祉プログラムや社会政策、福祉政策の基礎には、男性を稼ぎ手に、女性をその被扶養者とするノーム、あるいは伝統的な家族ノームがおかれている。そして社会保障、とりわけ拠出制の社会保険は、労働市場内での地位と婚姻状態に結びつけられている。

このような、男性の、正規で、フルタイムの継続就労や性別分業の伝統的家族モデルをノームとする福祉制度は、なによりもこの規範から外れる女性に大きな不利を強制することになっている。D. ピアースによれば、家族形態の多様化がすすむアメリカで、ここ20年間に、一人母親や高齢女性の貧困化が著しくすすんできた。いわゆる「貧困の女性化」³⁷⁾は、家父制的家族モデルに基礎づけられた福祉システムの不完全さをさらけ出している。

アメリカでは近年、両親休暇、医療休暇、育児休暇のオプションの拡大を、またさまざまな福祉サービスの整備を要望する女性の声が高まってきている(L. クーリー)³⁸⁾。いずれにしても、国の福祉政策の多くが受給資格を専ら労働市場内の地位を基本としていること、あるいは社会保障制度において既婚女性を夫の被扶養者と位置づけ家族ノ

ームの維持は、女性に大きな不利をもたらしている。いいかえれば、すでに早く 60 年代にスウェーデンが手がけたジェンダー間の「平等契約」の推進、そして包括的な福祉サービスの確立による家庭内労働の社会化と、ジェンダー間におけるパブリック/プライヴェートの分断の解消こそ、今なおフェミニズムにとってのもっと基本的な課題となっている。

第二に、かたや技術革新の進展と、かたやサービス経済化の拡大は、パートタイム労働、テンポラリの増大をはじめ労働形態の多様化をすすめてきた。このような「労働のフレキシビリティ」の進展は、次のような課題をうみだしている。一つは、この労働にみられるジェンダー・セグリゲーションの形成についてである。S. ウォルビーによれば、リセッションのどん底の 80 年代初め以降急速にパートタイム労働を増加せしめたイギリスは、OECD 諸国のなかでもパートタイム雇用に占める女性比率がもっとも高い国になっている。そして、その圧倒的部分を占めているサービスセクターの女性パートタイマーの多くは、あまりにも短時間労働であるために、一定の継続就労を前提にしている雇用保護の権利を得ることができなくなっている。二つに、したがってこのような低賃金で不安定な労働者の周辺労働者化がすすんでいる。すなわち労働市場にとどまってはいるものの確実にフォーマルな労働者から分断されている労働者、つまり新しい産業予備軍の形成である³⁹⁾。

さて、すでにみたように「スウェーデン・モデル」は、テンポラリを労働予備軍化しない多くの措置をふくんでいた。一つは、女性であれ男性であれ、賃金、失業対策（再教育・訓練をもふくんで）、そして社会保障において、個人の経済的基盤を保障する施策、二つは、両親休暇、保育施設、さらに労働組合へのインパクトをもふくむ「社会的雇用安定制度」（L. ゴーネス）の存在であった。もっとも、これらの措置によっても、テンポラリをめぐるジェンダー・バイアスは解決されていない。ともあれ、サービス経済化とともに「労働のフレキシビリティ」がすすむ現在、女性にとどまらず男性にとっても、「ネガティブなフレキシビリ

ティ」（労働予備軍化）ではなく、ポジティブなフレキシビリティ（労働力の多能工化）の確立が急務となっている。いいかえれば、個人単位の基本的な経済保障と社会保障の確保という「スウェーデン・モデル」の原則の継承とともに、ジェンダー・バイアスの克服が、ともに求められているといえよう。

第三に、ところで「労働のフレキシビリゼーション」は、もう一つの新しい問題を提起している。なにより、今日労働とは、正規の、フルタイムの男性継続労働のみをノームとしてとらえることはできなくなっている。あるいはいままでの福祉国家のように、このノームを基盤にして「完全雇用、労働権、労働組合」をとらえることはできなくなってきた。すなわち 70 年代以降のフェミニズムの労働論が明らかにしてきたように、インフォーマルな労働や、さらに非市場領域（地域や家族）においても膨大な労働が存在している。つまり、男性の経済的な活動をノームにして、経済的に活動的でないことを定義することは難しくなっている⁴⁰⁾。したがって V. ビーチーは、労働の未来に関連して新しいヴィジョンが要請されており、そのヴィジョンとは、「あらゆる形態の労働（有給、無給の）がもっと弾力的に編成され、かつ人びとの間にもっと平等に分配されており、また、人びとは有給の雇用であると否とにかかわらず、品位が保てる生活水準が保障されている」⁴¹⁾ というものであると指摘している。職業労働であれ、家事・育児・介護労働であれ、あるいは自己活動であれ、一つは、いずれも社会的に価値あるものとして評価され、二つに、ジェンダー間に平等に分配されなくてはならないのである。

このような現代フェミニズムの労働社会観は、いわゆるレギュレーション学派のケインズ主義的福祉国家のオルタナティブ論、あるいは R. ボワイエのいう「攻めのフレキシビリティ」論⁴²⁾に通底するものとなっている。そして R. ボワイエが、「攻めのフレキシビリティ」になんらかの公共的管理を認めていることは、すでにみたスウェーデン福祉国家の経験から当然のことであろう。ただフェミニズムによれば、新しい労働編成においてはジ

エンダー・バイアスの払拭が不可欠であり、また従来の福祉国家に代わるオルタナティブの形成のためには、従来の福祉国家が基礎としている家父長制的ジェンダー構造の克服が不可欠なのである。

第四に、フェミニズムの側からの従来の福祉国家のオルタナティブをめぐることは、もう一つ、エコロジカルな視点からするよりラディカルな問い直しだが、またフェミニズムの解放戦略の見直しが課題となっている。すなわち、戦後の制度化された福祉国家はいずれも、労使協調と所得再分配を柱に、「大量生産と大量消費」を基盤とする「強い国民経済」の形成を追い求めてきた。女性が新たに「統合」されたり、「分離」されるのは、このような経済制度であった。しかしそれは、かたや経済のグローバル化によって、かたや無限の成長を阻止する環境・資源制約によって、その前提そのものを問われている。

したがってドイツのフェミニスト、C. ヴェールホフ、B. トムゼン、そして M. ミースによれば、高度工業国を中心にした無限の経済成長とその一方的な拡大をすすめる経済世界を前提にした、かつそのなかでの女性の権利の回復と男女平等社会の形成という展望は、幻想でしかない⁴³⁾。事実、70年代以降、新しい経済成長を求めてグローバル化する資本主義経済は、福祉予算のカットや「賃労働の風化」⁴⁴⁾をすすめ、そのなかで「無報酬で利用可能」⁴⁵⁾な労働力として、女性労働の「主婦化」⁴⁶⁾が広がってきた。従来の福祉国家が基礎としてきた一国主義的な経済成長追求路線のオルタナティブをいかに展望しうるかは、現代のフェミニズムの新しい課題となっている。

以上、現代のフェミニズムが、従来の伝統的、あるいは制度化された福祉国家をいかに批判しているか、またその新しい再編をめぐるどのような課題を設定しているかをみてきた。最後にもう一つ、これの課題を解決するために、フェミニズムが運動の「舞台」をどのように考えているかをみておこう。それは、一つは政治と労働運動であり、いま一つは、フェミニズムの運動をふくむ多様な草の根的社会運動となっている。そして注目されるのは、今日のスウェーデンやアメリカを中

心として、これら二つの運動を合流させ、既存の男性中心の運動を変革しようという動きがみられることである⁴⁷⁾。いずれにしてもそこでの目的は、ヒルドマンが指摘しているように、たんに女性が政治や労働運動においてその一部となるだけでなくそこでの「問題」となること、あるいは女性がたんなる社会的グループとして認知されるだけではなく、「社会的であること」の内容をも定義すること⁴⁸⁾にある。つまるところ、フェミニズムにとっての福祉国家の再編とは、命令的な男性ノームを解体し、かつ女性が男性とともに生産と分配の主体となること、そして新しいジェンダー関係の形成が可能ならしめられるよう、なによりも社会改革をを不可欠としていることに注目しておきたい

注

- 1) L. ゴードンによれば、70年代以降の新しいフェミニズムの台頭後、福祉(国家)に関する研究の多くは、とくにイギリスとオーストラリアの文献にあらわれている。Linda Gordon, *The New Feminist Scholarship on the Welfare State*, in L. Gordon ed., *Women, the State, and Welfare*, The University of Wisconsin Press, 1990, p. 18. なお、日本における最近の文献として、社会保障研究所編『女性と社会保障』(東京大学出版会, 1993年), 社会政策学会年報第37集『現代の女性労働と社会政策』(お茶の水書房, 1993年)。杉本貴代栄『社会福祉とフェミニズム』(勁草書房, 1993)。
- 2) クラウス・オッフエ「福祉国家と社会主義の将来」『思想』1986年743号, 118ページ。
- 3) 東京大学社会科学研究所編『福祉国家1』(東京大学出版会, 1984年)3ページ。
- 4) Norman Ginsburg, *Divisions of Welfare—a Critical Introduction to Comparative Social Policy*, Sage Pub., 1992, p. 10.
- 5) Linda Gordon, *op. cit.*, pp. 9-10.
- 6) 例えば筆者が昨秋文部省在外研究で滞在した国立の研究所, Arbetslivscentrum (Swedish Institute for Work Life Research, Stockholm) では、ジェンダー視点よりする、パブリック・セクターのリストラクチャリングに関する調査研究や60年代以来の社民党福祉国家研究のプロジェクトが計画、ないしは進行中であった。
- 7) Yvonne Hirdman, *Women—from Possibility to Problem? Gender Conflict in the Welfare State—The Swedish Model—, Researchreport*, Arbetslivscentrum, 1994.

- 8) Y. Hirdman, *op. cit.*, p. 7.
- 9) Annika Baude, Public Policy and Changing family patterns in Sweden 1930-1977, *Researchreport F3*, Arbetslivscentrum, p. 146.
- 10) スウェーデンにおける性の平等を促進するのにもっとも大きな影響を果たした改革として、個人単位課税制度や分離所得制度をあげる研究が多い。例えば, A. Baude, *op. cit.*, p. 171.
- 11) Y. Hirdman, *op. cit.*, p. 31.
- 12) *ibid.*
- 13) 国家や行政の政策, また企業の管理政策などによる女性支配を, 家族のなかの「私的父家長制」に対比して新しい「公的父家長制」ととらえるフェミニズム論については, 次のものを参照。Carol Brown, the New Patriarchy, in C. Bose, R. Feldberg and N. Sokoloff with the Women and Work Research Groupe eds., *Hidden Aspects of Women's Work*, Praeger, 1987, pp. 137-160.
- 14) Y. Hirdman, *op. cit.*, p. 37.
- 15) *ibid.*
- 16) Isabella Bakker, Women's Employment in Comparative Perspective, in J. Jenson, E. Hagen and C. Reddy eds., *Feminization of the Labour Force: Paradoxes and Promises*, Polity Press, 1988, p. 19.
- 17) A. Baude, *op. cit.*, p. 149.
- 18) Mary Ruggy, Gender, Work and Social Progress—Some consequences of Interest Aggregation in Sweden—, in J. Jenson, E. Hagen and C. Reddy eds., *op. cit.*, p. 182.
- 19) M. Ruggy, *op. cit.*, p. 21.
- 20) N. Ginsburg, *op. cit.*, p. 56.
- 21) Lene Gonas and Helen Westin, Industrial Restructuring and Gendered Labour Market Processes, *Economic and Industrial Democracy*, Vol. 14, No. 3, 1993, p. 447.
- 22) L. Gonas and Helen Westin, *op. cit.*, p. 444.
- 23) *ibid.*
- 24) *ibid.*
- 25) *ibid.*
- 26) *ibid.*
- 27) Joan Acker, Reformer och Kvinnor i den framtida valfardstaten, in Annika Baude ed., *Kvinnors och Mans liv och arbete*, SNS Forlag, 1992.
- 28) J. Acker, *op. cit.*, p. 282.
- 29) *ibid.*, p. 307.
- 30) *ibid.*, pp. 289-291. とくに, 1980 年の男女雇用機会均等法および男女機会均等オンブズマンの発足に至る過程を, 労働運動の階級平等を求めるコースとはまた異なったものとして注目している。
- 31) 例えば労働組合全国組織 LO は, 70 年代に家族政策をまとめ, 労働生活(ワーキングライフ)を職場, 家庭, 地域ふくめてトータルにとらえ, そこでの男女平等運動を政策の課題としている。LO and Family Policy (LO), 1987 参照。また 70 年代には, 社会民主党のなかにパルメ委員会が設けられたり, かつ経済学者ミュルダールが中心の社会民主党と LO 合同委員会が発足し, 平等を軸にした社会改革を検討していることは注目される。
- 32) J. Acker, *op. cit.*, p. 308.
- 33) J. Jenson, E. Hagen and C. Reddy eds., Preface.
- 34) スウェーデンは, 女性のパートタイム労働の大幅な増加国であるが, 他の国のそれとかなり異なった特徴をもっている。一つに, 雇用, 社会保障上, フルタイマーと基本的に同等の権利をもち, 二つは, 80 年代, 他の国ではパートタイマーが増大しているのに対し, スウェーデンは, パートのフルタイム化の政策によって全女性労働に占める割合を減少させている。I. Bakker, *op. cit.*, p. 21.
- 35) ロベール・ボワイエ著, 井上泰夫訳『第二の大転換——EC 統合下のヨーロッパ経済』, 藤原書店, 1992 年。
- 36) ベヴァリッジ報告が含む家族モデルの問題点については, 次の論文を参照。高島道枝「イギリスの女子労働と社会保障——所得保障に限定して」『季刊・社会保障研究』Vol. 27, No. 1, 1991 年。
- 37) Diana Pearce, Welfare is Not for Women: Why the War on Poverty Cannot Conquer the Feminization of Poverty, in L. Gordon ed., *op. cit.*, p. 267.
- 38) Laura Cooley, Family and Employment Policies in the U.S., U.K. and Sweden: Entitlement to Social Benefits in three Countries, Researchreport, Institute for Women Policy Research, 1990, pp. 1-10.
- 39) S. Walby, Flexibility and the Changing Sexual Division of Labour, in S. Wood ed., *The Transformation of Work?*, Unwin Hyman, 1989, p. 131.
- 40) 70 年代以降のフェミニズムの女性労働論の主たるテーマの一つはこの問題にあった。拙稿「経済学とフェミニズムの潮流」女性学研究会編『講座女性学 4——女の目で見える』, 勁草書房, 1987 年, 20-35 ページ, 参照。
- 41) Veronica Beechy, *Unequal Work*, Verso Press, 1987, p. 250. 高島道枝・安川悦子訳『現代フェミニズムと労働——女性労働と差別』, 中央大学出版部, 1993 年, 239 ページ。
- 42) R. ボワイエ, 前掲書, 15 ページ。井上泰夫「ポスト・フォード主義の展望」平田清明編『市民社会の旋回』, 昭和堂, 1987 年, 参照。

- 43) Maria Mies, *Patriarchy and Accumulation on A World Scale*, Zed Books, 1986, p. 17.
 - 44) Maria Mies, Veronika Bennholdt-Thomsen and Claudia von Wehlhof, *Women, The Last Colony*, Zed Books, 1988, p. 150, 丸山真人編訳『家事労働と資本主義』, 岩波書店, 1986年, 172 ページ。
 - 45) V. Bennholdt-Thomsen, Why do Housewives continue to be created in the Third World, too? in M. Mies, V. Bennholdt-Thomsen and C. v. Werlhof, *op. cit.*, p. 162.
 - 46) M. Mies, *op. cit.*, p. 16.
 - 47) J. Acker, *op. cit.*, pp. 306-307. アメリカのフェミニスト経済学者の Heidi Hartman は IWPR (Institute for Women Policy Research) の代表者であり, 政策形成や政策提言のための調査研究活動を行い, クリントン政権に対して, Feminist Economic Agendas and The Clinton Plan, 1993 を提出している。
 - 48) Y. Hirdmann, *op. cit.*, p. 37.
- 参考文献
- [1] Brackman, H., Erie, S. P. and Rein, M., Wedded to the Welfare State—Women against Reaganite retrenchment, in Jenson, J., Hagen, E. and Reddy, C. eds., *Feminization of the Labour Force—Paradoxes and Promises*, Polity Press, 1988.
 - [2] Beechy, V. and Perkins, T., *A Matter of Hours—Women, Part-time Work and the Labour Market*, Polity Press, 1987.
 - [3] Beechy, V., Rethinking the Definition of Work—Gender and Work, in Jenson, J., Hagen, E. and Reddy, C. eds., *op. cit.*
 - [4] Brocas, A., Cailloux, A. and Oget, V., *Women and Social Security—Progress towards Equality of Treatment*, ILO, 1990.
 - [5] Dahlstrom, E. (ed.), *The Changing Roles of Men and Women*, Gerald Duckworth & Co. LTD, 1967.
 - [6] Delphy, C. and Leonard, D., *Familiar Exploitation: A New Analysis of Marriage in Contemporary Western Societies*, Polity Press, 1992.
 - [7] Erler, G., The German Paradoxes—Non-feminization of the labor force and post-Industrial social policies, in Jenson, J., Hagen, E. and Reddy, C. eds., *op. cit.*
 - [8] Hagen, E. and Jenson, J., Paradoxes and Promises—Work and politics in the post-war years, in Jenson, J., Hagen, E. and Reddy, C. eds., *op. cit.*
 - [9] Jacobsson, R. and Alfredsson, K., *The Equal Worth—The Status of Men and Women in Sweden*, The Swedish Institute, 1993.
 - [10] OECD, *Shaping Structural Change—The role of women—*, OECD, 1991.
 - [11] Ruggie, M., *The State and Working Women—A Comparative Study of Britain and Sweden*, Princeton University Press, 1984.
 - [12] Walby, S., *Patriarchy at Work*, Polity Press, 1986.
 - [13] Walby, S., *Gender Segregation at Work*, Open University Press, 1988.
 - [14] Walby, S., *Theorizing Patriarchy*, Basil Blackwell, 1990.
 - [15] リタ・リジェストローム他著, 槇村久子訳『スウェーデン／女性解放の光と影』, 勁草書房, 1987年。
 - [16] ミシエル・アグリエッタ著, 若森・山田・太田・海老塚訳『資本主義のレギュレーション理論』, 大村書店, 1989年。
 - [17] ジェイムズ・オコンナー著, 佐々木・青木他訳『経済危機とアメリカ社会』, お茶の水書房, 1988年。
 - [18] 社会保障研究所編『イギリスの社会保障』, 東京大学出版会, 1987年。
 - [19] 社会保障研究所編『スウェーデンの社会保障』, 東京大学出版会, 1987年。
 - [20] 竹中恵美子・久場嬉子編『労働力の女性化——21世紀へのパラダイム』, 有斐閣, 1994年。
(くば・よしこ 東京学芸大学教授)